令和５年度 島根県事業承継新事業活動等支援事業
事業承継を契機とした取組等を支援します！

中小企業の円滑な事業承継を促進するため、事業承継を契機とした後継者等による新しい取組に必要な経費や、第三者承継により経営資源を引継いだ後に必要となる設備投資に必要な経費の一部を補助します。

補助事業の内容

① 島根県事業承継新事業活動等支援補助金（後継者支援型）						
概要	対象経費	対象者	補助率		補助上限（千円）	
				法認定等*1 起業者*2		法認定等*1 起業者*2
事業承継を契機とした後継者等による新しい取組を支援	原材料費、産業財産権取得費、市場調査費、備品機械設備等購入費、施設改修費、撤去費、IT導入費、研修経費、外注費、広報費、展示会等経費 等	・後継予定者（65歳未満）が決まっており、5年以内に実施する事業承継計画を有する事業者 ・事業承継実施後2年以内の事業者（代表者が承継時点で65歳未満）	1/2	2/3	1,000	2,000

② 島根県第三者承継・統合型支援補助金					
概要	対象経費	対象者	補助率	補助上限（千円）	
					従業員数が5名未満
第三者承継により経営資源を引継いだ後に必要となる設備投資を支援	備品機械設備等購入費、施設改修費、撤去費	株式譲渡等により以下要件を満たす経営資源を引継いだ県内中小企業者 ①県内に本店又は主たる事業所を有すること ②前期又は前々期の売上高が2億円以下であること ③従業員を5名以上雇用していること（中山間地域の場合は、従業員を3名以上雇用していること） ④商工会若しくは商工会議所が地域に必要と認める事業であること ⑤島根県事業承継・引継ぎ支援センターに登録し、従前から継続的支援を受けていること ※その他要件あり	1/2	10,000	6,000

※１「法認定等」とは、経営力強化法に基づく経営革新計画の承認、経営力向上計画の認定、先端設備等導入計画の認定をいう。
※２「起業者」とは、起業創業に関するセミナー等を修了するなど、特定の要件を満たした起業者が後継者である場合をいう。

募集期間

補助金①　：　令和5年3月31日（金）～令和5年4月28日（金）
補助金②　：　令和5年3月31日（金）～令和5年6月23日（金）

第1回公募

申請・相談窓口

補助金①　：　最寄りの商工会・商工会議所、島根県中小企業団体中央会、しまね産業振興財団
補助金②　：　島根県事業承継・引継ぎ支援センター
島根県 商工労働部 中小企業課 経営力強化支援室

補助事業の流れ

申請者：事業計画申請書 ▶ 提出
申請窓口：受付・要件確認 ▶ 提出
県：一次審査（書面） ▶
県：二次審査（プレゼン等） ▶ 採択内示
申請者：補助金交付申請書 ▶ 提出
申請窓口：受付・要件確認 ▶ 交付決定
申請者：事業着手

ポイント
申請時に「事業承継計画」の策定や「法認定等」が必要な場合がありますので、できるだけ早くご相談ください

※交付決定となったものは、原則として「企業名」、「事業名」を県ホームページで公表します。

詳しくは、県ホームページでご確認ください。
申請様式をダウンロードできます。
島根県事業承継新事業活動等支援補助金　検索

島根県 商工労働部 中小企業課